

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 9件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 19件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの等)

■対象となった市長への手紙の回答 (受付年月 令和5年1月分)

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

| NO. | 種別 | 件名 | 要旨 | 対応 | | 所管課 |
|-----|-----|----------------|---|---|----|--------------------|
| | | | | 内容 | 状況 | |
| 1 | メール | 島田市消防団の協力金について | <p>島田市消防団協力金についての回答ありがとうございました。回答文書を拝見し、「協力金については市が関与していない。」との文面から始まりましたので、消防団員の身分をインターネットで検索してみたら消防団員は、非常勤特別職の地方公務員とのことでした。町内会等から集めた協力金は市の財政課に入金されていないのでしょうか御教示願います。{回答文書によると「協力金は、地域住民の皆様のお厚意により、慣例に従い、町内会等でとりまとめたものを御寄付という形でいただいていると存じあげております。」市が協力金(寄付金)としていただいているのだから、市が協力金(寄付金)の用途及び収支について公表すべきだと思います。仮に文面「市が関与していない。」どおりで、消防団が市の財政課に入金していなくて使用していたら、問題だと思いますので対処して下さるようお願いいたします。}</p> <p>回答文書に、「協力金の募集方法等は、各町内会の御判断でされているものと承知しております。」と記載がありましたが、実際は、消防団員が依頼文書なしで、茶封筒「消防団の茶封筒の表は、消防団協力金と書かれ、御芳名欄があり、裏には「日頃、消防団活動を暖かく見守っていただき誠にありがとうございます。今後とも御理解、御協力をお願いします。島田市消防団第一分団一部」を持参して町内会長に協力金の依頼している時点で市が関与しているということにはなりませんか。{市は必要なものはこの協力金(寄付金)を使って使用しているならば、明確にして公表すべ</p> | <p>まず、〇〇様の御指摘のとおり、消防団員は地方公務員法に基づく非常勤特別職の地方公務員であり、消防団は消防組織法に基づいた市の消防機関です。その一方で、消防団の成り立ちや慣例によって、民間の地域団体(権利能力なき社団)としての側面も併せ持っていることが判例においても認められております。</p> <p>消防団の市の消防機関としての活動費については、市の会計から支出しており、その予算及び決算は公表していますが、民間の地域団体としての活動の収支については、前回、お答えしたように市は関与していません。</p> <p>したがって、民間の地域団体としての消防団に寄せられた協力金を市の会計に組み入れることはできませんし、その用途及び収支を市が公表することもできません。</p> <p>次に、消防団の協力金の募集方法などについては、民間の地域団体としての消防団として、各町内にお問い合わせをしているものであり、市が関与しているものではありません。</p> <p>市は、民間の地域団体としての活動につきましては、例えば、市の消防機関としての活動であるとの誤解を与えないことのように、あくまでも任意の指導を行っているものです。</p> <p>消防団が市の消防機関と民間の地域団体の側面を持っているため、協力金の取扱いなどについては、法的な観点も踏まえ、引き続き見直しの努力をしていかなければならないとも考えています。</p> <p>つきましては、市民の皆様から信頼される消防団となるように指導、助言を強化してまいりますので</p> | × | 危機管理課 (36-7212) |

| | | | | | | |
|---|----|------------------|--|--|---|----------------------|
| | | | <p>きだと思ふと共に募集方法についても各消防団が独自で行うのではなく、同一の募集方法で行うべきだと思ふ。}</p> <p>それから、回答文書の後半に「協力金の使途については、町内会等からの求めに応じ報告するよう指導しております。」との記載がありましたが、市の職員が指導するという事は、市が関与していることになりませんか。この矛盾についても御教示をお願いします。</p> <p>今回の協力金について、町内会長から組長を通じて、各戸に回ると「何に使うのですか。協力金は強制ではないですよと言っても、協力金を拒否すれば町内会から変な人だと思われるのがいやなので、出します。」との声がありました。(町内会長に協力金の使途について聞くと文句があるなら市に言えと言われる始末です。)</p> <p>正直、協力金の募集方法についても、市長が知らされていることと実際に行われていることが違っているため、これでは、市長が正しい判断ができないと思ふ、再度文書を出した次第です。</p> <p>また、回答文書にも慣例という記載がありましたが、昭和の時代は預り金とかの慣例による不祥事もありましたが、この協力金も見直す時期がきたのではないかと思ふ。</p> <p>最後に、市長さんがこの文章を見て、実際に行われていたこととの相違等を知ってもらふと共に、今後についても今のままで良いのかの御検討をお願いしたいと思ふ。市長という激務の中、市政運営に御尽力をしていただき、本当にありがとうございます。お体もご自愛していただき、今後もより良い市政運営をお願いします。</p> | <p>御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>今後とも消防団の活動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> | | |
| 2 | 手紙 | サッカーグラウンドの使用について | <p>この度はサッカーグラウンドの使用について島田市民フォーストになっているのかということに疑問を抱いたのでお考えをお聞きしたく手紙を書きました。</p> <p>まず私は島田市で生まれ育ち、現在も島田市で生活しています。</p> <p>小学生の頃からサッカー少年団に属し、地域の人にご指導していただきました。ですから、自分の子どもたちが同じサッカー少年団に入っころから、その父兄とともに、おやじサッカーチームを</p> | <p>横井人工芝サッカー場は、大変人気が高い施設で、休日と夜間は、ほとんど予約が埋まっている状況です。このため、思うように御利用できない団体が多いことも承知しております。</p> <p>こうした中、この施設の予約につきましては、事前に「予約会」という場を設け、利用希望団体が参集し、話し合いにより利用日の調整を行い、決定しています。したがって、〇〇様の団体もこの「予約会」へ御参加されることを、御案内いたします。</p> | × | スポーツ振興課 (36-7223) |

| | | | | | | |
|---|-----|------------------|--|---|---|--|
| | | | <p>結成し、地域交流をはかってきました。あれから30年以上の月日は流れ、今は自分たちの健康維持のために活動しています。毎週土曜日夜、島田市内6チームによるリーグ戦の活動の中心です。</p> <p>ところが活動拠点であるグラウンドがなかなかとることができません。土曜日の夜でなければ社会人は活動(サッカー)できません。しかし、土曜日の人工芝のナイターとなるとなかなかとることができません。とり方のルールが決まっているのでそれに従っております。</p> <p>リーグ戦を行いたいのに月に1回しかグラウンドがとれないと6チーム中2チームしか活動ができず、残り4チームはサッカーができないということです。つまり、試合が2カ月もあいてしまうということです。これではモチベーションを維持することができず、活動できなくなってしまいます。月に3回グラウンドが使用できると6チームが毎月1回活動(リーグ戦)ができるのです。</p> <p>現に、もともと12チームあった島田市内のチームは6チームになりました。</p> <p>実態として藤枝市、静岡市の人が使用していることもあり、もう少し島田市民ファーストになってもいいのではないかと思うのです。私達も藤枝のグラウンドをとりにも行ってみましたが、藤枝市民ファーストになっているため、他地域からはグラウンドをとることがほぼ無理な状態です。</p> <p>誠に勝手ながら、月に1回土曜日(人工芝)ナイターを島田市のおやじサッカーが優先的にとれるような配慮をしていただけないでしょうか。</p> | <p>具体的には、令和5年4月使用分の予約会は2月1日(水)午前8時30分から、島田球場会議室(島田市横井四丁目19-1 Tel36-2617)で行う予定となっており、その場の調整で予約の無かった予約枠は、2月21日(火)午前0時00分からの先着順による予約となります。</p> <p>次に、先程も触れましたが、横井人工芝サッカー場は、大変人気の高い施設でもあることから、特定の団体様の優先利用につきましては、他団体との公平性の観点から、考えておりません。</p> <p>市内には、横井人工芝サッカー場以外に、小・中学校のナイター施設のあるグラウンドでサッカーをされている団体も多くあります。もしよろしければ、それらの施設の御利用も御検討いただけたらと思います。</p> <p>参考までに、令和5年1月分の利用予約をみますと、島田第一中学校のナイター施設では土曜日夜間の利用は0件で、同じく島田第二小学校のナイター施設では、土曜日夜間の空きが2日間ございます。</p> <p>御指摘いただきました市外の団体の利用の件につきましては、令和4年4月から12月までの横井人工芝サッカー場の市外団体の予約状況については、全170件の利用実績の内、市外団体の利用は、15件に留まり、土曜日の使用は無いことから、事実上市民優先の利用実態となっております。</p> <p>今後とも、市の体育施設の御利用及びスポーツ振興につきまして、御理解と御協力の程、宜しくお願いいたします。</p> | | |
| 3 | メール | コロナ禍においての回覧板について | <p>コロナ禍において回覧板を回すのは、感染源となる恐れがあり余りよくないと思います。</p> <p>昔からやっている方法ですが、今はラインで広報も読めますし、ペーパーレスに繋がるので、回さなくてもいい方法があるのではないのでしょうか？</p> <p>スマートフォンを活用されていない高齢者世帯には、重要なお知らせは郵送したり、何かしら方法はあるのではないのでしょうか。島田市の中で地域ごとのやり方も様々あるかもしれませんが、時代に沿った方法でこの問題を解決していただけたらと思います。</p> <p>コロナ禍に入り常々思っていました、実際私は</p> | <p>市民の皆さんへの市からのお知らせについては、以前は各戸配布や組回覧のチラシなど、非常に多くの紙面により情報提供しておりましたが、これができる限り「広報しまだ」に集約するなどして、配布文書の削減を図ってきた経緯があります。</p> <p>令和3年度からは、スマートフォンなどにより広報しまだが読めるサービス「カタログポケット」を導入し、市公式LINEと組み合わせることで、利用者へ効率良く情報を届けられるようになりました。</p> <p>今後も、集約できるものは「広報しまだ」へ掲載するとともに、市公式ホームページや市公式LINEなどの活用により、配布文書の削減に努めます。</p> | △ | <p>広報課 (36-7232) 市民協働課 (36-7403)</p> |

| | | | | | | |
|---|-----|-------------|---|--|---|--------------------|
| | | | <p>今コロナ感染者となり、自宅療養中です。先程回覧板が玄関前に置いてあることに気づきました。中身を見て消毒をして次の世帯へ回そうとしましたが、もし次の方が私がコロナだと知った場合にいくら消毒したとはいえ、気持ちがよいものではありません。</p> <p>そのため、次に回覧板を回す世帯の方のラインをさせていただいたため事情を説明し、玄関に取りに来ていただくようお願いを致しました。私が触れることにより感染リスクとなるので、私は触れていないので重要なことがありましたらラインをさせていただくようお願いをいたしました。最近、以前と比べ自身がコロナになっても周囲に理解が得られる世の中にはなりましたが、出来れば周囲に知られたくないのが現状です。</p> <p>コロナと自ら伝えなくてはいけない状況もプライバシーが守られないので改善していただきたいです。</p> | <p>一方で、回覧板には市からのお知らせのほか、自治会（町内会）からのお知らせなどが含まれていません。</p> <p>電子回覧板の導入やホームページの運用など、情報提供を工夫して行う自治会もあります。市は、これらの新しい取り組みに対して補助制度を設けており、自治会のICT化がさらに進むよう支援するとともに、回覧板の回し方などについても、自治会と情報交換を図り、より良い方法への改善を模索してまいります。</p> <p>また、広報しまだの自治会を通じた全戸配布については、市としても改善の余地があると考えます。このため、配達業者などのネットワークを活用し、広報しまだを市民に直接届けられるサービスについて、研究に取りかかったところです。</p> <p>これからも、時代に即した情報発信ができるよう、デジタル媒体のさらなる活用や配布方法の改善などに、引き続き取り組んでまいります。</p> | | |
| 4 | メール | 感震ブレーカーについて | <p>先日 NHK スペシャルで阪神・淡路大震災の検証が行われていた中で 通電火災が起こらないようにするには 【感震ブレーカー】 の設置が有効とのこと。市の補助金設定により 普及率 up を望みます。</p> | <p>阪神・淡路大震災では、古い木造家屋の密集地区を中心に電力復旧の通電に伴い大きな火災につながった事例が確認されています。また、東日本大震災でも一定数が確認されています。</p> <p>市としましても、これまでに感震ブレーカー設置の補助制度について検討した経過がありますが、以下の①～⑤の理由により現段階では補助制度は行っておりません。</p> <p>① 地震発生時の避難時に、家庭内・地域内での声掛けで、ブレーカーの遮断や火の元確認を確実に行うことで、通電火災のリスクを相当程度防ぐことができること。</p> <p>② 大規模地震発生時の電力復旧にあたっては、対象地区ごとに市民にブレーカー遮断を呼び掛けたいうえで電気を通すという手順で行うことにしていること。また、通電火災の危険がある場合には電気事業者が引き込み線を切断する等の通電火災防止の手順を踏むことになっていること。（熊本地震では、実際にこのような対応により通電火災事例はほとんど起きていない。）</p> <p>③ 感震ブレーカーは、簡易形式のものであれば、数千円でホームセンター等で購入できること。</p> <p>④ 島田市での大規模地震での犠牲者は、第4次</p> | × | 危機管理課 (36-7143) |

| | | | | | | |
|---|-----|----------------|---|---|---|---------------------|
| | | | | <p>被害想定では、耐震基準に満たない住宅の倒壊や家具の転倒・落下物によるものがほとんどであること。</p> <p>⑤ 島田市としては住宅の耐震化や家具転倒防止補助に重点を置いた取組みを進めることが市民の命を守ることにより有益であること。</p> <p>その一方で、市としましては、高齢者の一人暮らし等、災害弱者の存在も忘れることはできませんので、感震ブレイカーの設置の普及のみならず、住宅耐震化補助、耐震シェルターや防災ベッドの設置補助、家具転倒防止器具の設置補助のほか、大規模な地震が発生した際には地域内でブレイカーの遮断を呼び掛けたり、火の元確認を習性化する等の啓発など、総合的な対策を進め、大規模地震での犠牲を一人でも減らす取組みを進めてまいります。</p> | | |
| 5 | メール | 子育て世代をたすけてください | <p>子育て世代です。4人の子供を育てております。旦那の収入が少ないため私もパートで働いてますが家計は火の車。物価はあがり本当に以前より出費が増えたのは事実です。</p> <p>わたしは市外から引っ越してきました。子供に優しい島田市と聞いてましたが、申し訳ないですが優しさは正直感じません。</p> <p>今の環境下で東京、横浜のほうが子育て世代をよく理解してるかと思います。</p> <p>コロナ禍。コロナで仕事を休んで収入がなくなったりしてます。我が家は物価があがってから本当にギリギリで生活してます。我が家以外にも苦しんでる方は少なからずいらっしゃると思います。</p> <p>島田市のために市長、お願いします。</p> <p>子育て世代を笑顔にしてください。</p> | <p>いただいた意見のように、子育て世帯から経済的支援を望む声が多くあることを承知しています。島田市では、保育園等の保育料について第2子を半額、第3子以降を無償とするなどの経済的支援を行ってきましたが、これに加えて、18歳までの子どもの医療費についても、令和5年10月受診分から無料化することを予定しています。</p> <p>また、「出産・子育て応援交付金」については、全国で最も早いタイミングとなる今年の1月から開始しています。</p> <p>一方、限られた財源でどんな支援があればさらに子どもを産み育てやすくなるのか、社会全体で子育て世帯を支えるための施策・制度の充実が重要であると考えます。</p> <p>島田市では多くの子育て世帯が安心して子育て出来るよう、また、母親を孤立させないように伴走型の支援に力を入れ、以下のような事業を行っています。</p> <p>○母子手帳交付時から担当保健師を配置して、妊娠期から子育て期にかけて同じ保健師が継続的に支援をする「島田市版ネウボラ」の実施（県内初）</p> <p>○妊娠中及び出産後間もないお母さんが安心して子育てができるよう、育児経験のある保育士が無料で</p> | ○ | 子育て応援課 (36-7159) |

| | | | | | | |
|---|-----|--------------------|--|---|---|---------------------|
| | | | | <p>家庭を訪問して相談・育児援助を行う「育児サポーター派遣」</p> <p>○子育てに関する相談や情報提供について、それぞれの事情に応じて対応する「子育てコンシェルジュ」の設置</p> <p>○「親育」をテーマにした多彩なメニューの講座の実施</p> <p>○「島田市公式LINE」「島田市子育て応援サイト しまいく」「島田市子育て支援プラットフォーム しまいく+（プラス）」による子育て情報の配信、申請受付など</p> <p>○市内の子育て支援に関わる団体、企業など128の団体が参加する「島田市子育て支援ネットワーク」の活動支援（団体数は県内最多）</p> <p>みなさまのライフスタイルやご家庭の環境に合わせて制度をご利用いただけるよう、引き続き子育て世帯に寄り添った施策を進めてまいります。</p> | | |
| 6 | メール | いたわりの湯での福引について | <p>1月8日いたわりの湯での福引で特賞が当選しました。</p> <p>翌週には自宅に発送すると聞いていましたが、全く届かず、確認したところ発注業者が、全ての当選者に発送していないことが発覚しました。知り合いの市職員に報告し対応を求めましたが、観光課に直接するよう指示されました。</p> <p>こちらに取っては事を迅速に対応したく、関係部署に連携してもらえればと思って連絡しましたが断られました。我々民間ではどの部署でも問題提示されれば、迅速に連携して解決します。役場と言うところは昔ながらに縦割りで、部署間の連携が未だ取りにくい壁があるのだと痛感しました。島田市役所がワンチームで問題に取り組めるような行政である事を強く要望致します。特賞賞品につきましては、当選した事でとても不快な思いが残ると同時に、無駄な時間を費やす事となりましたので、辞退させて頂きたいと思っております。</p> | <p>この度は貴重な御意見をいただいたにも関わらず、不快な思いをさせていただきましたこと、お詫び申し上げます。</p> <p>日頃から職員一丸となって、市民の皆様のために働くことを意識し、サービスの向上に努めておりますが、御要望のありました部署間連携や問題解決に、今後、より一層取り組んでまいります。</p> <p>また、日頃は、田代の郷温泉「伊太和里の湯」を御利用いただき、心から感謝申し上げます。</p> <p>〇〇様からいただきました御意見につきましては、島田市と伊太和里の湯の指定管理者において情報を共有し、再発防止を図るとともに、思いやりをもった接遇を心掛けてまいります。</p> <p>これからも御利用の皆様や地域の皆様からの御意見等を参考に、より多くのお客様に御愛顧いただける施設となるよう努めてまいりますので、何卒よろしくお願い致します。</p> | ○ | 観光課 (36-7394) |
| 7 | メール | 来年度の公設放課後児童クラブについて | <p>先日、子育て応援課より、来年度は2年生より待機児童が見込まれるから、留守番の練習をするようにとのお手紙がきましたが、島田市は大阪の事件をご存知ないのですか。</p> <p>こういう事件があるのにも関わらず、低学年の待機児童を発生させるとは、どういうおつもりで</p> | <p>今回、令和5年1月11日付け号外にて、「令和5年度における公設放課後児童クラブ申込み状況について」をお知らせしました。例年ですと、2月中旬頃に承諾または不承諾の決定書をお送りしているところですが、令和5年度は、申込み人数が定員を大幅に上回り、受入れができない児童が例年より増え</p> | × | 子育て応援課 (36-7159) |

| | | | | | | |
|---|-----|------------|--|---|---|---|
| | | | <p>しょうか。もしも、この手紙が良からぬ事を考えている人の目に触れる事にでもなったら、どうするおつもりですか。</p> <p>六合地区や三小など、学区によっては、高学年まで利用できている地区があるのは、とても不平等だと思います。</p> <p>早急に予算を組んで、改善していただきたいです。</p> | <p>ることが見込まれます。このことから、現在の申込み状況をいち早く知っていただくとともに、事前に何かしらの準備ができる御家庭については御検討をいただきたいという思いを込めてお知らせしました。</p> <p>島田第一小学校区放課後児童クラブについては、定員85人に対し、令和5年度は129人の申込みがあり、お知らせのとおり、新2年生から待機児童の発生が見込まれます。〇〇様がおっしゃるとおり、1人で留守番をさせることについて心配するお気持ちは十分理解できます。本市としても、なるべく低学年の児童については受入れを実施したいところではありますが、現状における施設の広さや支援員の確保等を踏まえると、令和5年4月においては、これ以上の受入れが難しい現状にあります。</p> <p>その一方で、令和5年度の夏休みについては、今年度に引き続き、クラブ室の拡張工事を実施して、平常月に利用できない児童についても、受入れを行う予定です。</p> <p>また、島田第一小学校区放課後児童クラブの今後についてですが、学校統廃合に伴う校舎の建替えに併せて、放課後児童クラブの建設を行います。令和7年4月からは3クラブとし、現在の北部4小区放課後児童クラブの児童も含め、合計140人の児童を受入れる予定です。</p> <p>最後に、学校区によって利用できる学年に違いがあるとの御指摘についてですが、本市の公設放課後児童クラブは、学校の余裕教室の活用や学校敷地内の限られたスペースにクラブ室を設けることで、受入れを行っています。そのため、学校区毎に利用できる広さが異なるため、受入れできる人数に差が出てしまうことになっています。こうした事情について、何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。</p> | | |
| 8 | メール | 今後の助成金について | <p>初めてメールいたします。日頃から島田市は色々な助成金があり、大変助かってはいるのですが、最近は高齢者が対応しきれない助成金の支給などが目立ちます。(スマホ等ないといただけなので諦める。)</p> <p>このような助成金の支給は、はたして平等なのだろうかと考えさせられます。みんなに平等にする</p> | <p>市民の皆様には、コロナ禍が長期化する中、物価高騰に直面し、大変御苦労が続いていることと存じます。</p> <p>島田市では、光熱費や食料品などの物価高騰に対する負担軽減策として、令和4年12月末までにマイナンバーカード取得申込をした市民の方を対象に、1人あたり1万円分のポイントを受け取ることがで</p> | × | <p>戦略推進課 (36-7127) デジタルトランスフォーメーション推進 (36-7969)</p> |

| | | | | | | |
|---|-----|-----------|--|---|---|--------------------|
| | | | <p>には 光熱費などへの助成にはいかがでしょうか。(世帯人数に合わせて)特に電気料金は驚くほどの値上げ幅で、我が家は 5 万円ほどです。国からの助成があるのはわかっていますが、島田市でも助成していただきたいと思っております。</p> | <p>きる「島田市わくわくマイナポイント」を、本年 2 月末まで実施しております。</p> <p>そのため、現在はこの施策を実施しているところでもありますので、市民の方全員を対象としたさらなる助成金は、現時点で予定しておりません。</p> <p>「島田市わくわくマイナポイント」は、個々の皆様の御事情に合わせて自由に御活用いただけるよう、1 人あたり 1 万円分のポイントとしております。</p> <p>また、ポイントは、スマートフォンで御利用いただける「auPAY」や「d払い」に加え、スマートフォンをお持ちでない方にも御利用いただけるように「楽天Edy」や「CoGCa」といったカード型の電子マネーでも、受け取ることができます。</p> <p>さらに、ポイントの受け取りを希望する方がスマートフォンをお持ちでなかったり、操作方法がわからないなどの理由で、ポイントを受け取れないことがないように、市役所、金谷南支所、川根支所で申込のサポート窓口を開設し、御相談いただけるようにしております。</p> <p>現在、国を挙げて行政手続きのデジタル化を推進しており、島田市においても電子申請やキャッシュレス決済を導入しているところです。</p> <p>全ての高齢者がデジタルを活用できる訳ではありませんので、引き続き、スマートフォン講座や相談会等を行い、市民の皆様がデジタルを身近に気軽に御利用いただけるような取組を通じて、「誰もがデジタル技術を活用し、安心して快適に暮らせる新しい社会」を目指してまいります。</p> | | |
| 9 | メール | 消防団活動について | <p>7年前から地元である〇〇地区で消防団員として活動しています。ただ、自分が加入した 2017 年頃から団員不足に悩まされており、現在も欠員が出ています。</p> <p>消防団員の勧誘活動で、仕事や家族の事で忙しいからという理由で断られることが多く、加えて消防団活動で大会などの練習による拘束も理由として挙げられました。</p> <p>消防団員の処遇改善もそうですが、まず操法や規律の大会参加について今一度考えて頂きたいです。</p> <p>普段の操法訓練ならまだしも、団員の殆どが平日</p> | <p>日頃から市民の生命と財産を守るため、消防団の活動に御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、操法等の大会への参加につきましては、消火活動の基礎を身に付けるための訓練の一環であり、その技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るとともに、団としての一体感の醸成などの効果があり、消防団員が災害の最前線で安全に活動するために重要なものと考えています。</p> <p>一方で、消防団員の負担軽減につきましては、令和 3 年に公益財団法人 日本消防協会から「消防操法大会操法実技の一部見直し」が示されパフォーマ</p> | △ | 危機管理課 (36-7212) |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | <p>仕事で地元にいるわけではないので、1秒を競う大会にあまり必要性が感じられません。</p> <p>今後大会参加について島田市はどうして行くのか教えて頂きたいです。できればこれからは下妻市のように不参加にしたいです。</p> <p>また、団員の確保に関して案を考えてください。</p> <p>この内容に関して、本部役員や他の消防団員に叱責又は注意された場合は責任を持って消防団員を辞めさせていただくのでよろしくお願いします。</p> <p>ではお返事お待ちしております。</p> | <p>シス的な、あるいはセレモニー的な動作の見直しが行われました。</p> <p>これを受け、令和4年には、静岡県消防協会では静岡県消防大会の内容を改め、参加隊は東部・中部・西部からそれぞれ輪番制の出場となり、従来の静岡県消防大会出場のための志太支部大会が無くなりました。また、審査方法についても団員個々の審査は行わず総合審査のみに変更となり消防団員の負担軽減が図られています。</p> <p>市といたしましては、今後の消防操法大会の参加方法や訓練方法などについて、消防団員が活動しやすい環境を整備するため、正副団長会議や本部会議などで検討し、消防団員の負担軽減に向けた働きかけを行いたいと考えています。</p> <p>また、消防団員の確保につきましては、消防団員が活動しやすい環境整備のほか、市民の皆様から信頼される消防団であり続けるように活動の広報の充実などに取り組んでまいります。</p> <p>引き続き、消防団活動に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。</p> | | |
|--|--|--|--|--|--|--|